（制限措置）

第七条　法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数

二　操業区域

三　漁業時期

四　漁具の種類その他の漁業の方法

（許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情）

第八条　法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなった大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするとすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（許可の有効期間）

第九条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（変更の許可の申請）

第十条　法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　大臣許可漁業の種類

三　法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称

四　法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号

五　変更の内容

六　変更の理由

（削る。）

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（起業の認可の変更の許可）

第十一条　起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の許可について準用する。

（相続又は法人の合併若しくは分割の届出）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する書面を添えなければならない。

（新設）

（新設）

（変更の許可の申請）

第九条　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶につき法第六十一条の変更の許可を受けようとする者は、理由を附して農林水産大臣に申請しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　操業区域又は操業期間の変更のうち母船式漁業に係るものについては、前項の規定による申請は、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部についてともにしなければならない。

3　法第五十二条第五項の規定による母船又は独航船等の指定の変更についての第一項の規定による申請は、当該指定の変更に係る母船又は独航船等についてともにしなければならない。

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（新設）

（相続又は法人の合併若しくは分割の届出）

第十条　法第六十二条第一項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならない。